



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

新潟運輸区で 新たな仲間が加入!



新たな仲間と 共にがんばろう!

「歓迎!」
新たな仲間と
共にがんばろう!

乗務員行路設定における不明点を質す

2023年3月ダイヤ改正及び「営業・運輸車両職場における体制の見直しについて」に対する申し入れ団体交渉②

新潟地本は2月15日、申12号・2023年3月ダイヤ改正及び「営業・運輸車両職場における体制の見直しについて」に対する申し入れの団体交渉を行いました。
ダイヤ改正に関して、行路の設定や労働時間の算出方法に関する不明な点等について説明しました。

【乗務割交番について】

乗務割交番について就業規則第90条では、行路計画上の労働時間が1循環で平均して1日当り7時間10分となるように作成するとした上で、1循環が4週間を上回る場合は4週間以下に区切り作成すると定めています。
今回のダイヤ改正では4週間を上回る交番を設定した運輸区は無いにも関わらず、乗務割交番を区切って作成した理由を質しました。

【車掌行路内で行う乗務以外の業務について】

車掌行路内において指定される「駅業務」と「駅業務等」の違いを明らかにするよう求めました。
支社側は、「駅業務」は駅の作業ダイヤに従事することを指し、「駅業務等」は駅の見習いを含め指示された必要な業務を行うと回答し、考え方として「駅業務」が本務で「駅業務等」がその見習いであるとしていました。

その上で、当面は2人も見習いとなるので2人で駅業務見習いを行うことになるとしました。
また、全体の駅業務見習い終了時期は下期を見込んでいて、「駅業務等」で駅関係以外の業務を指示する場合は事前に指示をするとしました。

車掌行路において「企画等」はどのような業務を行うのか明らかにするよう求め、管理者の指示のもと企画業務等に従事するとの回答を受けました。



すと支社側は分からないとする一方で、他支社でも4週間以下の乗務割交番で区切ったものもあると聞いているとしました。
労働時間の増加などの問題点を訴えると支社側は、組合の主張することは重々承知しているとしながらも、提示した行路案の通りに運用していくとするにとどまりました。

行路の中間に設定しているため、乗務開始前までに管理者が行う内容を指示を行い、ダイヤ乱れで待機を指示することもあり得るとしました。
また、極力他の行路に振り替えると思われるとしても、休日勤務で当該行路を指定することもあり得るが、その際も「企画等」の業務は行ってもらおうとしました。

「企画等」を乗務行路の中間に設定した理由について質すと、駅業務は乗務に穴を空けないために乗り出しに設定した一方で

2023春闘 回答を受ける

定期昇給の完全実施・ベア実施 エルダー賃金の改訂を実現

中央本部は3月14日に申9号・2023年度賃金改善等に関する申し入れの第3回目の団体交渉を行い、経営側より回答を受けました。

中央本部は席上妥結せず、持ち帰り議論とし、同日に開催した第12回中央執行委員会にて妥結を行う判断をいたしました。
中央本部は3月15日、経営側に対して妥結する旨を回答しました。

本給額に対し、在級する等級により前項に準じて計算した額を加える。
3. エルダー社員
基本賃金改定を実施し、基本賃金に3000円を加える。
なお、等級区分(5)には200円を、(4)には100円をさらに加える。

中央本部は3月15日、経営側に対して妥結する旨を回答しました。
※賃金規程第13条から第15条に定める初任給についても、上記基本給改定に伴い等級にあわせた改定を行う。

5. 精算日(予定)
令和5年6月23日(金)以降とする。

■新賃金回答
1. 令和5年4月1日現在、満55歳未満の社員
(1) 定期昇給を実施し、その際の昇給係数は4としました。
企画等は自区所で行うしかつたために新潟運輸区のみ設定したが、新潟運輸区以外でできない理由は特にないため、今後は他区所でも設定することもあり得るとしました。

■口頭回答
第二基本給については現行制度で妥当であり、変更する考えはない。

ダイヤ改正以降、新潟車両センター当直との乗務員の点呼が無くなることから、出区番線に変更があった場合の乗務員への指示方法を明らかにするよう求めました。
支社側は、急遽の出区番線変更は業務用携帯電話

で自区当直から連絡をするとして、運用指令→運輸区当直→乗務員で伝達されることとしました。
自区当直と点呼を行う場合の点呼箇所を質しましたが支社側は、現箇所から変更となりアルコール検知器も新たな点呼箇所

【新潟車両センター関係について】

ダイヤ改正以降、新潟車両センター当直との乗務員の点呼が無くなることから、出区番線に変更があった場合の乗務員への指示方法を明らかにするよう求めました。
支社側は、急遽の出区番線変更は業務用携帯電話

また、「点呼なし」の場合も新たな点呼箇所と留置箇所の距離で労働時間を算定しているとしました。